

磯部地区防災計画

令和5年11月22日

磯部区(自治会)

令和2年6月
令和5年5月1日改定

磯部区自主防災団資料

(「磯部区自主防災団」設立総会 資料)

磯部区自主防災団設立経緯

平成29年度区民総会（平成30年3月10日）	設置承認
平成31年2月16日「磯部区自主防災団」	設立総会開催
平成31年3月10日	区民総会報告承認

※次年度担当役員に引き継いで下さい。

磯部区自主防災団規約（改定案）

（名称及び事務所）

第1条 本団は、磯部区自主防災団（以下「本団」という）と称し、事務所を磯部公民館に置く。

（目的）

第2条 本団は、自主的な防災、減災対策を総合的に推進し、災害時における被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（実業）

第3条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発に関すること。
- (2) 訓練や講習に関すること。
- (3) 情報の収集、伝達、発信に関すること。
- (4) 初期消火、避難誘導、安否確認、負傷者の救助・救護等の応急的対応。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

（組織）

第4条 本団の組織は、磯部区自主防災団要領（細則）に定める。

（役員及び任期）

第5条 本団に次の役員を置く。

1.役員構成を次の通りとする。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 若干名（3名以上）
- (3) 班長 若干名
- (4) 副班長 若干名
- (5) チームマネージャー 若干名
- (6) チームサブマネージャー 若干名
- (7) 団員 若干名

2.役員任期は次の通りとする。

- (1) 団長及び副団長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 班長及び団員は各分区の分区長・班長の任期に同じとする。
- (3) チームマネージャー及びチームサブマネージャーは所属委員会等の責任者・副責任者等の任期に同じとする。

(役員を選出)

第6条 団長・副団長の選出は、協議委員・区長・代理区長が要領（細則）をもとに協議し候補者を指名する。

2 前項で指名された者は、互選により団長・副団長を決める。

3 団長・副団長を除く役員を選出は、要領（細則）による。

4 班長・団員の選出にあたって、現役消防団員は除外する。

(任務)

第7条 役員は次の任務を担う。

(1) 団長は、団を代表し災害時に区長と協議の上、対策本部を設置し、災害等発生時の応急活動の指揮をとる。ただし、対策本部長は、区長があたる。

(2) 副団長は団長を補佐し、団長に事故がある時はその職務を代行する。

(3) 班長及びチームマネージャーは、対策本部との連絡及び班又はチームの運営にあたる。

(4) 団員は、所属する班又はチームの活動に、互いに協力し事にあたる。

(会議)

第8条 会議は団長が招集し、議長となる。

(1) 総会

年に1回開催する。ただし、構成は区三役及び規約第5条1項の役員とする。

(2) 役員会

必要に応じて随時開催する。ただし、構成は区長・代理区長・団長・副団長とする。

(3) 拡大役員会

必要に応じて開催する。ただし、構成は区長・代理区長・団長・副団長・班長・チームマネージャー・消防団磯部班長、消防団（防災士）とする。

(会計)

第9条 本団の運営に要する経費は、磯部区からの助成とその他の収入を以って充てる。

(1) 会計年度は、区の会計年度に同じとする。

(改廃・細則)

第10条 本規約の改廃は、総会にて決定する。

第11条 この規約に定めが無い事項は、磯部区自主防災団要領（細則）に定める。

(付則)

この規約は、平成30年5月11日から施行する。

令和05年05月01日「磯部区自主防災団」資料改定

※ 次年度担当役員に引き継いで下さい。

磯部区自主防災規約要領（細則）

○規約第4条に関して

- 別紙1 磯部区自主防災組織図
- 別紙2 総務班
- 別紙3 避難誘導班
- 別紙4 情報・広報班

○規約第6条1項に関して

- 別紙5 磯部区自主防災団 団長・副団長選任の申し合わせ

○規約第6条3項に関して

- ・避難誘導班：班長は当該分区の分区長、副班長は同副分区長、班員は同分区班長が担当する。
- ・情報・広報班：班長は公民館審議委員長、副班長は同副審議委員長、班員は同審議委員、公民館広報部長、同副部長、が担当する。
- ・総務チーム：チームマネージャーは公民館分館長、チームサブマネージャーは同副分館長とし、各チームのチームマネージャーは総務チーム員を兼ねる。
- ・給食・給水チーム：チームマネージャーは婦人消防隊部長、チームサブマネージャーは同副部長、班員は婦人消防隊隊員が担当する。
- ・避難所運営チーム：チームマネージャーは公民館婦人部長、チームサブマネージャーは同副部長並びに青少年健全育成委員長及び同副委員長とし、班員は公民館婦人部員及び民生児童委員が担当する。
- ・救出・救護チーム：チームマネージャーは日赤奉仕団支部長、チームサブマネージャーは同副部長、班員は日赤奉仕団団員が担当する。
- ・安全点検・防犯・初期消火チーム：チームマネージャーは交通安全協会指導委員長、チームサブマネージャーは同副委員長とし、班員は交通安全協会指導委員が担当する。
- ・衛生チーム：チームマネージャーは衛生部長、チームサブマネージャーは同副部長、班員は衛生班長が担当する。

○婦人消防隊に関して

婦人消防隊は、消防第8分団磯部班の指揮・命令下にあることを原則とするが、災害時等は消防第8分団磯部班と磯部区自主防災団が連携したうえで、婦人消防隊に指示を出すこととする。

○団長、副団長活動費（手当）として下記を支給する。

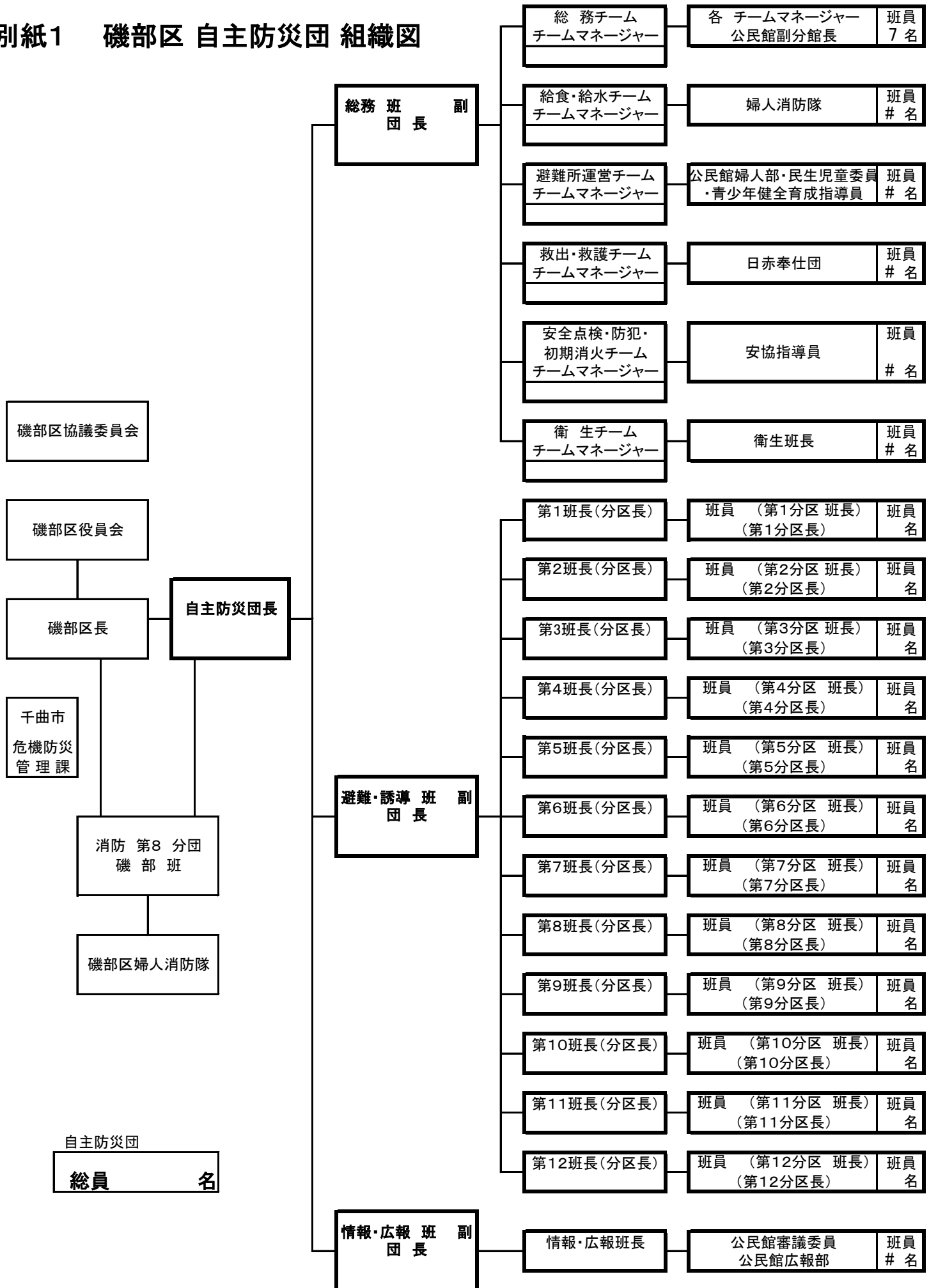
団長 年額 15,000 円

副団長 年額 10,000 円

（付則） この細則は、平成31年3月10日から施行する。

（付則） この細則は、令和05年05月01日から施行する。

別紙1 磯部区 自主防災団 組織図



自主防災団長 以下
団長 1名

副団長 3名

(チームマネージャー・
班長 19名)

(チームマネージャー・
班長)含む 班員 名

注 各チームに補助者としてサブマネージャー、各班に補助者として副班長を置く。

別紙 2 総務班【担当副団長〇〇〇〇】

「平常時の活動」、「災害時の活動」欄の記載は事例です

班・チーム名	担当者(各種委員会等)	人数	平常時の活動	災害時の活動
総務チーム	公民館分館長・副分館長及び 各チームマネージャー チームマネージャー 公民館分館長 チームサブマネージャー 公民館副分館長	7	庶務全般、各班との連絡調整、 関係機関との調整、防災知識の 普及、年間活動計画及び予算書 の作成、会計処理、他の班に属 さないことなど。	庶務全般、各班との連絡調整、 関係機関との調整、災害・避難 状況の把握、他の班に属さない ことなど。
給食・給水チーム	婦人消防隊 チームマネージャー 婦人消防隊部長 チームサブマネージャー 婦人消防隊副部長	12	食糧、飲料水等の備蓄の 呼びかけ、資機材の確保・ 点検・炊き出し・給水訓練	炊き出し等の給食活動 食糧・応急物資の調達・配分
避難所運営チーム	公民館婦人部・民生児童委員 青少年健全育成委員(正副委員長) チームマネージャー 公民館婦人部部長 チームサブマネージャー(2) 公民館婦人部副部長	16	避難所の把握、区民の把握	避難所の自主的運営、 避難者の把握
救出・救護チーム	日赤奉仕団 チームマネージャー 日赤奉仕団支部長 チームサブマネージャー 日赤奉仕団副支部長	12	応急手当の知識普及、救出 救護訓練	負傷者等救出活動、被災者の 応急措置
安全点検・防犯・ 初期消火チーム	交通安全協会指導委員 チームマネージャー 交通安全協会指導委員委員長 チームサブマネージャー 交通安全協会指導委員副委員長	12	危険地域の把握、危険物・ ガス等の点検、火気使用 設備機器の点検、消化用具の 整備・点検、消火訓練、救出・ 救助訓練、火災予防広報など	出火防止の呼びかけ、災害・ 危険個所の巡視、初期消火、 救出・救護活動、非常線など
衛生チーム	衛生班長 チームマネージャー 衛生部長 チームサブマネージャー 衛生副部長	12	災害ゴミ対策の検討、仮設トイレ 対策の検討、防疫対策の研修 など	災害ゴミ対策の指示、し尿処理・ 防疫対策など
	計	71		

別紙 3 非難誘導班【担当副団長〇〇〇〇】

「平常時の活動」、「災害時の活動」欄の記載事項は事例です

平常時の活動	避難経路の確認、高齢者等の確認、危険個所の確認、避難誘導訓練
災害時の活動	避難所等の安全確認、危険個所の表示、高齢者の安全確保、避難誘導

班名	担当者リーダー		補助者	計
第1班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第2班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第3班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第4班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第5班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第6班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第7班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第8班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第9班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第10班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第11班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
第12班	班長 (分区長)	副班長 (副分区長)	班員 (分区 班長)	
合計				

別紙 4 情報・広報班 【担当副団長〇〇〇〇】

公民館審議委員、公民館広報部 部長・副部長

「平常時の活動」、「災害時の活動」欄の記載事項は事例です

平常時の活動	防災知識の普及、情報収集、講習会の開催、伝達訓練
災害時の活動	災害情報の収集、地域の被害状況の把握、防災機関との緊急連絡

班長 (分区) (公民館審議委員長)	副班長 (分区) (公民館副審議委員長)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)

班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館審議委員)	班員 (分区) (公民館広報部長)	班員 (分区) (公民館広報副部長)

		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期	
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
第1期	A	区長経験者(H00)									
	B	区長経験者(H00)		()内は在職年度 [27.28.29]							
	C	区長経験者(H00)		団長:4人の互選による(規約案第6条)							
	D	分館長経験者(H29)									
第1・2期	A	区長経験者(H30)									
	B	分館長経験者(H30)									
	C			区長経験者(H31)							
	D			分館長経験者(H31)							
第2・3期	A			区長経験者(H32)							
	B			分館長経験者(H32)							
	C					区長経験者(H33)					
	D					分館長経験者(H33)					
第3・4期	A					区長経験者(H34)					
	B					分館長経験者(H34)					
	C							区長経験者(H35)			
	D							分館長経験者(H35)			
第4・5期	A							区長経験者(H36)			
	B							分館長経験者(H36)			
	C									区長経験者(H37)	
	D									分館長経験者(H37)	
以後同じ											